

令和4年度

千葉市学校外教育バウチャー(こども未来応援クーポン)事業助成申込書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

次の項目に同意のうえ、千葉市学校外教育バウチャー(こども未来応援クーポン)事業の助成について申込みます。

- (1) 虚偽の記載により千葉市学校外教育バウチャー(こども未来応援クーポン)助成の決定を受けた場合や、改ざん、複製、システムトラブル等の正常ではない方法でクーポンを取得した場合、その他不正な行為によりクーポンを利用した場合は、クーポン及びクーポンで利用した金額を千葉市に返還すること。
(2) 本申込書の内容に変更が生じたときは、速やかに申し出ること。
(3) 本申込書に関する助成資格の認定等に当たり、住民基本台帳の住民情報(申込者の同世帯(住民基本台帳上別の世帯であっても、同一住所に居住する者を含む。)の情報を含む。)、生活保護及び児童扶養手当の受給状況その他助成資格を認定する上で必要な千葉市が保有する情報を千葉市が利用すること。なお、このことについて同世帯の世帯員の同意を得ていること。
(4) 千葉市(こども家庭支援課及び居住している区の社会援護課)、千葉市から委託を受けた運営事業者及び子どもナビゲーター(※)が、個人情報や学習塾等参画事業者が保有する通塾状況等の個人情報を取り扱うとともに、必要に応じ、クーポンの利用状況の確認等を申込者及び利用者に対して行うこと。
(※)子どもを対象として生活習慣の改善の働きかけや様々な支援機関へのつなぎを行う支援員
(5) 参画事業者が提供する学校外教育サービスの内容、安全性、品質等については、千葉市が保証するものではなく、万一、サービスの利用等において事故等により申込者、利用者、その他の関係者に損害が発生した場合でも千葉市及び千葉市から委託を受けた運営事業者は一切の責任を負わないこと。

Form for applicant/protector information including fields for name, address, phone number, and usage rules.

Form for user information including fields for name, address, school name, and grade.

<クーポンの利用希望先>

クーポンの利用を希望する学習塾等の情報を記入してください。
ご希望の学習塾等がクーポンの利用先として登録されていない場合、市から登録の依頼を行います。
※ 希望する学習塾等がない場合は、未記入で構いません。
※ 依頼の結果、登録に至らない場合や登録にかかる時間がかかる場合もありますので、予めご了承ください。

Form for preferred institution information including classroom name and user experience.